

平成 16 年度「環境技術実証モデル事業」実施要領

第 1 章 総則

1. 目的

既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に実施することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展に資することを目的とする。

2. 「実証」の定義

本モデル事業において「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない第三者機関が、環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響、その他環境の観点から重要な性能（以下、「環境保全効果等」という。）を試験等に基づき客観的なデータとして示すことをいう。

「実証」は、一定の判断基準を設けて、この基準に対する適合性を判定する「認証」とは異なるものである。

第 2 章 モデル事業の実施体制

1. 環境省

環境省は、実証対象技術分野の選定、実施試験方法の技術開発、実証試験要領の作成、実証機関の選定、データベースによる結果の公表の他、モデル事業全体の運営管理及び実証手法・体制の確立に向けた総合的な検討を行う。

2. 環境技術実証モデル事業検討会

環境省総合環境政策局長の委嘱により設置された「環境技術実証モデル事業検討会」（以下、「モデル事業検討会」という。）は、環境省が行う事務をはじめとして、モデル事業の実施に関する基本的事項について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。

3. 分野別ワーキンググループ（WG）

環境省（各部局）により必要に応じ設置された、対象技術分野毎のワーキンググループ（以下、「分野別WG」という。有識者（学識経験者、ユーザー代表等）により構成。原則公開で実施。）は、環境省が行う事務のうち、実証試験要領の作成、実証機関の選定等について、（分野毎の）専門的知見に基づき検討・助言を行う。

4. 実証機関

実証機関は、実証対象技術の企業等からの公募、実証対象とする技術の選定、必要に応じて実証試験計画の策定、技術の実証（実証試験の実施及び実証試験結果報告書の作成）、実証試験結果報告書の環境省への報告及びデータベース運営機関への登録を行う。

5. 技術実証委員会

実証機関により設置される技術実証委員会（有識者（学識経験者、ユーザー代表等）により構成。）は、実証機関が行う事務の実施について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。

6．データベース運営機関

データベース運営機関は、実証試験要領・実証試験計画、実証試験結果報告書等のモデル事業の成果についてデータベースを作成し、その運営・管理を行う。

7．(独)国立環境研究所

(独)国立環境研究所は、必要に応じ、実証試験にかかる実施技術の開発を行う。

第3章 対象技術分野の選定

1．環境省は、モデル事業検討会及び分野別WGにおける議論を踏まえつつ、以下のような観点に照らし、実証モデル事業の対象となる技術分野を選定する。

(1) 開発者、ユーザー（地方公共団体、消費者等）から実証に対するニーズのある技術分野

(2) 普及促進のために技術実証が有効であるような技術分野

(3) 既存の他の制度において技術認証等が実施されていない技術分野

(4) 実証が可能である技術分野

予算、実施体制等の観点から実証が可能である技術分野

実証試験要領が適切に策定可能である技術分野

(5) 環境行政（全国的な視点）にとって、当該技術分野に係る情報の活用が有用な分野

2．環境省は、平成15年度に対象とした技術分野について、分野別WGにおける議論を踏まえつつ、実証試験要領等の実施体制を見直した上で、必要に応じ、16年度以降も引き続き対象技術分野とすることができる。

3．実証体制が確立した技術分野の本モデル事業期間中の扱いについては、今後の検討課題とする。

第4章 実証試験要領の策定

1．環境省は、「実証試験要領のイメージ」を参考に、分野別WGで検討の上、対象技術分野毎に実証試験要領を定めることとする。また、策定した実証試験要領は、実証モデル事業検討会に報告することとする。なお、実証試験要領は、実証試験実施結果、科学技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ、改定を行うものとする。

2．環境省は、ある実証項目に関し適当な実証試験の方法が無い場合等には、(独)国立環境研究所に、実証試験実施技術の開発を依頼することができる。

第5章 実証機関の選定

1．実証機関の選定の手続き

(1) 環境省は、対象技術分野毎に、分野別WGで検討の上、地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）並びに民法第34条の規定に基づき設立された法人（公益法人）及び特定非営利

活動法人を対象に、実証機関を募集することができる。なお、平成16年度に新規に選定した技術分野については、原則として地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）を対象に募集する。

- (2) 実証機関となることを希望する機関は、環境省の定める申請書及び外部に委託する予定の事務を含めた実証体制等に関する関係書類を、環境省に提出し申請する。
- (3) 環境省は、(2)の申請を受け、2.の観点を検討し、分野別WGでの検討も踏まえつつ、実証機関を選定する。実証機関の選定結果については、モデル事業検討会に報告することとする。
- (4) 環境省は、(3)で選定した実証機関と委託又は請負契約を締結し、実証機関は、第8章の規定に従い、実証を行う。

2. 実証機関選定の観点

環境省は、分野別WGによる検討を踏まえ、以下の観点を参考にしつつ、実証機関に求める要件を明確にした上で、書面審査、及び必要に応じてヒアリング審査を行った上で、適切な機関を実証機関として選定する。

- (1) 組織・体制
 - ・実証機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること
 - ・組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること
 - ・JISQ 9001:2000(ISO 9001:2000)「品質マネジメントシステム要求事項」、JISQ 17025:2000(ISO/IEC 17025)「試験所及び校正機関の能力に関する一般的要求事項」等に準拠した品質管理システムを構築していること
- (2) 技術的能力
 - ・実証試験を実施する技術的能力を有する十分な人員、試験設備を有していること（必要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることは妨げない）
 - * 公益法人あるいは特定営利活動法人のうち、自ら試験研究機関を持たない法人については、上記(1)、(2)の観点を踏まえ、十分な組織・体制及び技術的能力を擁する組織と連携するなどにより、実証機関としての役割を果たせる体制が明確であること
- (3) 公平性の確保
 - ・実証対象技術の選定及び実証試験の運用等の各手続きにおいて、実証申請者によって情報や対応が異なるおそれがないこと
- (4) 公正性の確保
 - ・特定の実証申請者等への助言その他行為により、実証試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと
 - ・実証対象技術の選定及び実証試験の運用等の各手続きにおいて、特定の実証申請者等との利害関係が影響を及ぼすおそれがないこと
- (5) 経理的基礎
 - ・実証機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があること

第6章 実証の対象技術の選定

1. 対象技術の選定の手続き

- (1) 実証機関は、対象技術分野毎に、対象技術を公募する。技術実証を受けることを希望する

- 者（開発者、販売店等。以下、「実証申請者」という。）は、実証機関に申請することとする。
- （２）実証申請者は、実証申請書に必要事項を記入し、指定された書類を添付して申請を行う。
なお、実証申請書の内容は、実証試験要領において定めることとする。
- （３）実証機関は、申請された技術の中から、２．の観点を検討し、技術実証委員会における検討等を踏まえて、対象技術を選定し、環境省の承認を得ることとする。
- （４）実証機関は、対象技術の選定結果について、全ての申請者（対象技術に選定されなかった技術の申請者も含む）に通知する。

２．対象技術選定の観点

実証機関は、以下の各観点に照らし、技術実証委員会等の意見を踏まえつつ、総合的に判断した上で、対象とする技術を選定する。また、環境省は、分野別WGによる検討を踏まえ、必要に応じ、技術分野ごとの環境保全効果等に関する選定の観点を追加できることとする。

- （１）形式的要件
- 申請技術が、対象技術分野に該当するか
 - 申請内容に不備は無いか
 - 商業化段階にある技術か
- （２）実証可能性
- 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか
 - 実証試験計画が適切に策定可能であるか
- （３）環境保全効果等
- 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか
 - 副次的な環境問題等が生じないか
 - 高い環境保全効果が見込めるか
 - 先進的な技術であるか

第７章 実証試験計画の策定

- １．実証機関は、必要に応じ、実証試験要領に基づき詳細な試験条件等を規定するための実証試験計画を、実証申請者との協議を行いつつ、技術実証委員会で検討した上で作成し、環境省に提出する。環境省は、必要に応じ、実証機関に対し、実証試験計画についての意見を述べることができることとする。
- ２．実証試験計画を作成した場合には、実証申請者は、実証機関に対し、実証試験計画の内容について承諾した旨の文書を提出することとする。
- ３．１．において、ある技術について、当該技術の特徴により当該実証試験要領で想定していないような副次的な環境影響が生じる場合等、当該技術に適用される実証試験要領に従っては当該技術の環境保全効果等が適切に実証できないおそれがあり、実証試験要領に定められた試験方法を一部変更することが適切である場合には、実証機関は、環境省と協議した上で、必要に応じ、実証試験要領と異なる試験方法を採用することができるものとする。

第 8 章 実証試験の実施

1. 実証機関は、各対象技術について、実証試験要領、及び必要に応じ実証試験計画に基づき、実証試験を行う。
2. 実証機関は、必要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることができる。その際、実証機関は、当該外部機関において実証試験が実証試験要領及び実証試験計画に従い適切に行われるよう、指導・監督を行うこととする。

第 9 章 実証試験結果報告書の作成

1. 実証機関は、技術実証委員会での検討を経た上で、実証試験結果報告書を取りまとめ、環境省の承認を得ることとする。また、実証試験結果報告書の作成の際には、実証試験要領に規定する実証試験結果報告書の内容・様式に従うこととする。
2. 実証機関は、承認を得た実証試験結果報告書について、実証申請者への通知、データベース機関への送付を行う。
3. 全ての実証試験結果報告書は、実証試験結果の如何を問わず、次章の規定によりデータベースに登録され、公開するものとする。

第 10 章 データベースの作成

1. データベース運営機関は、インターネットを通じユーザーへの情報提供を図るため、実証済みの環境技術の情報を整理し、提供するデータベースの構築を行う。
2. データベースには、策定済みの実証試験要領、実証済みの実証試験結果報告書を登録する他、実証機関・技術の公募情報、モデル事業検討会等による議論の状況等の関連情報を随時登録し情報提供することとする。
3. データベースの内容のうち、実証試験要領、実証試験結果報告書の概要について、英語版を作成し、海外に情報発信することとする。
4. 上記データベースに加え、環境技術開発者等が、本モデル事業の実証を受けていない環境技術についても任意に情報を登録できるサイトを別途設置する。

第 11 章 知的財産の扱い

1. 実証機関は、実証試験を通じて知り得た実証申請者の環境技術に関する情報を、技術実証以外の目的で利用しないものとする。実証申請者は、当該技術に関する機密情報を実証機関に提供するに際し、実証機関に対して、別途実証機関の定める様式の守秘義務を締結するよう要請することができることとする。

2. 実証試験の実施の成果により新たに産業活力再生特別措置法第30条第1項で定める権利（以下、「特許権等」という。）が得られた場合は、環境省は、その特許等を実証機関から譲り受けないことができる。その場合の当該特許権等の扱いについて、実証機関は、必要に応じ環境省に協議し、効率的に活用する観点から当該特許権の利用を図ることとする。
3. 本事業の実施により作成される実証試験要領及び実証試験結果報告書等の著作物に関する著作権は、環境省に属する。

第12章 費用分担

1. 15年度及び16年度の本実証モデル事業においては、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の負担とし、対象技術の環境保全効果の測定その他の費用は環境省の負担とする。詳細については、実証試験要領で定める。
2. 17年度以降の事業の費用分担は、別途検討する。

第13章 免責事項

1. 本実証モデル事業の実施に伴い、実証申請者に機器の故障、破損等の損害が発生した場合は、故意又は重過失による場合を除き、環境省、実証機関、データベース機関その他のモデル事業関係機関は責任の一切を負わない。
2. 機器の瑕疵により、第三者に被害を与えた場合は、第三者の故意又は重過失による場合を除き実証申請者が責を負うものとし、環境省、実証機関、データベース機関その他のモデル事業関係機関は責任の一切を負わない。
3. 実証結果報告書の公開により、実証申請者と第三者の間に係争が生じた場合は、環境省、実証機関、データベース機関その他のモデル事業関係機関は一切の責任を負わない。
4. 対象技術の基本性能に関する仕様が変更された場合には、変更後の技術に対しては、実証結果報告書のデータは適用されない。

第14章 事業の実施状況・成果の評価と次年度以降の事業への反映

1. 環境省は、環境技術実証の実施手法・体制の改善を図るため、モデル事業の実施状況、成果について、各参加主体の代表の参加も得つつ、モデル事業検討会で評価を行い、次年度以降の事業に反映する。また、パイロット期間中の実証成果の把握のため、技術実証を受けた企業を対象に、実証による市場拡大の成果、実証結果の有効性を定期的に把握することとする。
2. 実証機関は、モデル事業期間中の柔軟な対応を確保するため、環境省の承認を得た上で、本実施要領の内容を一部変更し実施することができる。